

市税等は期限内に納めましょう！

市税は、納税者の皆さんが定められた期限内に自主的に納めるものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来の姿です。潮来市の令和5年度10月以降の市税納期は次のとおりです（各納期の月末が納期限となります）。

※納期の月末日が土日祝日の場合は、その翌日または翌々日が納期限日となります。

※12月納期分は12月25日が納期限となりますのでご注意ください。

区 分	令和5年			令和6年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		4期 11/30(木)				
市県民税	3期 10/31(火)		4期 12/25(月)			
国民健康保険税	4期 10/31(火)	5期 11/30(木)	6期 12/25(月)	7期 1/31(水)	8期 2/29(木)	9期 4/1(月)

■納税には便利で確実な口座振替をご利用ください(希望する税目を指定可能)

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に税金が引き落とされるので、市役所や銀行等に出向く手間や、納付を失念するということがなく、大変便利です。

【口座振替を取り扱う金融機関(本店・支店は問わず)】

常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・茨城県信用組合・
なめがたしおさい農協・ゆうちょ銀行

※納期限前日までに口座残高をご確認願います。残高不足等で引き落としができなかった際は、再振替はいたしません。

※市税等が納期限までに完納されない場合、法律により滞納処分を行うことがあります

滞納処分とは、市税等が納期限までに完納されない場合に行う行政処分です。滞納者の財産を差押え、預金の取り立てや不動産の公売等により差押財産を換価し、税の未納金額、督促手数料、延滞金等に充当することをいいます。

【滞納処分に関するQ&A】

Q1 納税者本人の同意を得ず金融機関等へ財産調査を行うことは、個人情報保護法に違反しないのですか？

A1 税金を滞納した場合、国税徴収法に基づきすべての財産に対する調査が可能となります。法令に基づく調査のため、勤務先や金融機関などの関係機関は、自治体の調査に協力しなければなりません。以上のことから、財産調査は個人情報保護法に抵触しない、正当な調査となります。

Q2 納税者本人の同意のない財産の差押えは、違法ではないのですか？

A2 法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」(地方税法第331条など)と規定しています。以上のことから、差押処分は事前連絡や納税者の同意は必要とされず、正当な行政処分となります。

【お問合せ】 税務課 収税グループ ☎63-1111 内線137～139